

一般社団法人  
**NATURE & HUMANS JAPAN**  
(ネイチャー アンド ヒューマンズ ジャパン)  
定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人名は、一般社団法人 NATURE & HUMANS JAPAN とし、片仮名でネイチャー アンドヒューマンズ ジャパンと表示する。
- 2 この法人の名称の英文における表示は、NATURE & HUMANS JAPAN、略称を NHJ とする。

(主たる事務所等)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県大里郡寄居町に置く。
- 2 この法人は、従たる事務所を、長野県軽井沢町、福島県郡山市、神奈川県横浜市、熊本県玉名市に置く。
- 3 この法人は、理事会の議決によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 この法人は、自然と人間に関する研究および実践を、国境を越えて実施し、健康で平和な社会をつくるために貢献することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、障害者、社会的弱者、子ども、地域住民、NPO等の団体、教育機関、企業、専門機関及び公的機関などと協力・連携して自然と人間に関する次の事業を行う。
- (1) 理論、実践研究及びその普及事業。
  - (2) 専門職の知見、技術向上に関する事業。
  - (3) 自然と人間のトータルケアに関し、ヘルスケア専門分野、学会、地域社会等への啓蒙事業。
  - (4) 研究会、カンファランス事業。

- (5) 専門家のネットワーク構築と会員サポート事業。
- (6) 自然と人間に考慮した環境作りと、地域社会コミュニティの支援事業。
- (7) 人材育成のための国際交流及び国際協力事業。
- (8) 異文化共生のための教育事業。
- (9) 人権擁護に関する研究及び支援事業。
- (10) 保健、医療又は福祉の向上を図る事業。
- (11) 障害者・高齢者福祉サービス事業及びそれに関連する事業。
- (12) 地域活動支援センター事業及び自立支援センター事業等の福祉事業。
- (13) 人権擁護の推進を図る事業。
- (14) 平和の推進を図る事業。
- (15) 子どもの健全育成を図る事業。
- (16) 社会教育の推進を図る事業。
- (17) まちづくりの推進を図る事業。
- (18) 農山漁村及び中山間地域の振興を図る事業。
- (19) 耕作放棄地及び放置林の活用事業。
- (20) 農産物、林産物、水産物の販売事業。
- (21) 地産地消の促進を図る事業。
- (22) 生物多様性保全事業などの環境教育事業。
- (23) 環境の保全を図る事業。
- (24) 山林の再生及び保全事業。
- (25) 農業。
- (26) 林業。
- (27) 漁業。
- (28) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業。
- (29) 災害救援事業。
- (30) 情報化社会の発展を図る事業。
- (31) 職業能力の開発及び雇用機会の拡充を支援する事業。
- (32) 講演会、研究会、ホームページ等の企画・運営及び出版物の刊行事業。
- (33) その他、前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業。

### 第3章 会員及び社員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、正会員と賛助会員の2種とし、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

- (1) 正会員 この法人の趣旨に賛同し、活動及び事業を推進する個人及び団体で、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般

法人法」という。)上の社員とする。

(2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、活動や事業を後援する個人及び団体。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

(社員)

第7条 この法人の社員は、第5条第1号に規定した正会員とする。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によって当該会員を除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (3) 社員の全員が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (5) 除名されたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 会員が既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上12人以下
  - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。
  - 3 理事及び監事は、総会において選任する。
  - 4 代表理事、副代表理事は、理事の互選とする。
  - 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員は、再任されることができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、

その任期を、任期の末日後、最初の通常社員総会が終結するまで伸長する。

(役員欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人の事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。
- 3 主たる事務局には、第29条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。
  - (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類。
  - (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類。

## 第5章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常社員総会と臨時社員総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、すべての社員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更。

- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属。
- (3) 合併。
- (4) 事業計画及び事業予算並びにその変更。
- (5) 事業報告及び事業決算。
- (6) 役員を選任又は解任。
- (7) 理事の職務及び報酬の額。
- (8) 入会金及び会費の額。
- (9) 計算書類等の承認。
- (10) 会員の除名。
- (11) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
- (12) その他、運営に関する重要事項等、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項。

(総会の開催)

第23条 通常社員総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 社員の2分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定に基づき監事が招集したとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時社員総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した社員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、社員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した社員の2分の1以上の同意があれば、そ

の事項について議決を行うことができる。

- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。ただし次に掲げる議題に関しては、4分の3以上に当たる多数をもって議決を行う。
  - (1) 会員の除名。
  - (2) 定款の変更。
  - (3) 解散。
  - (4) その他法令で定められた事項。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(総会における書面議決等)

第28条 各社員の議決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の社員を代理人として議決を委任することができる。
- 3 前項の規定により議決した社員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する社員は、その事項について議決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
  - (2) 会員の現在数。
  - (3) 出席した社員の数（書面議決者又は議決委任者については、その旨を明記すること。）。
  - (4) 議長の選任に関する事項。
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
  - (6) 審議事項及び議決事項。
  - (7) 議事の経過の概要及びその議決の結果。
- 2 議事録には、議長及びこの総会において選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに記名、押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、第27条第3項の規定により、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容。
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称。

- (3) 総会の議決があったものとみなされた日。
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名。

## 第6章 理事会

### (理事会の構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
  - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。
  - (4) 事務局の組織及び運営。
  - (5) 業務執行の決定。
  - (6) 理事の職務の執行の監督。
  - (7) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解任。
  - (8) 名誉会長及び顧問の選任及び解任。
  - (9) 総会の開催日時及び場所、並びに総会の目的である事項の決定。
  - (10) 規則の制定、変更及び廃止。
  - (11) 従たる事務所の変更及び廃止。
- 2 理事会は、次に掲げる事項及びその他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け。
  - (2) 多額の借財。
  - (3) 重要な職員の選任及び解任。
  - (4) その他重要な組織の設置、変更及び廃止。
  - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備、その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、法令で定める体制の整備。

### (理事会の開催)

第32条 通常理事会は、毎事業年度定期に6回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から30日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第14条第4項第5号の規定及び一般法人法第100条の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第32条第2項第2号又は第4号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(理事会の議決等)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電子メールにより同意の意見表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

(理事会における書面議決)

第37条 各理事の議決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の理事を代理人として委任することができる。
- 3 前項の規定により議決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

- 4 議決すべき事項について特別な利害を有する理事は、その事項について議決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
  - (2) 理事の現在数。
  - (3) 出席した理事の数及び氏名（書面議決者については、その旨を明記すること。）。
  - (4) 議事録署名人の選任に関する事項。
  - (5) 審議事項及び議決事項。
  - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事の中から、この理事会において選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 入会金及び会費。
- (3) 寄附金品。
- (4) 財産から生じる収益。
- (5) 事業から生じる収益。
- (6) その他の収益。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う事業予算は、代表理事が作成し、総会の議決による承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは前事業年度の予算に準じて事業予算を講じることができる。
- 3 前項の規定による事業予算は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(予備費の設定及び使用)

第43条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(長期借入金)

第44条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、通常社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 貸借対照表
  - (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
  - 3 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の議決によって変更することができる。ただしこの定款を変更しようとするときは、総会において出席した社員の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決。
- (2) 合併。
- (3) 破産手続開始の決定。

- (4) 所轄庁による認証の取消し。
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、社員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において社員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の承認を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散により清算をするときに存する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 雑 則

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告及びこの法人の掲示板に掲示する。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載して行う。

(施行細則)

第51条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(法令の準拠)

第52条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令に従う。

## 第10章 附 則

(定款の施行)

第53条 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

(設立時の役員等)

第54条 この法人の設立時の代表理事、理事及び監事は、次に掲げる者とする。

(最初の役員の任期)

第55条 この法人の最初の役員の任期は、この法人の成立の日から平成27年12月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第56条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下の通りである。

氏名	住所
----	----

(最初の事業計画及び事業予算)

第57条 この法人の最初の事業計画及び事業予算は、設立総会で定めるものとする。

(最初の事業年度)

第58条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成27年12月31日までとする。

(入会金及び会費)

第59条 この法人の設立当初の入会金及び会費は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 (個人)	5,000円
" (団体)	20,000円
(2) 正会員年会費 (個人)	5,000円
" (団体)	20,000円
(3) 賛助会入会金 (個人) 1口	1,000円
" (団体) 1口	5,000円
(4) 賛助会員年会費 (個人) 1口	1,000円
" (団体) 1口	5,000円

以上、一般社団法人 NATURE & HUMANS JAPAN の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名、押印する。

平成 27年 4月 22日